

## 5 児童福祉法と障がい児支援



「児童福祉法」は、  
障がいのある子どもが  
身近な地域で適切な支援が  
受けられるようにします。



### ● どんなサービスがあるの？

児童福祉法で使えるサービスにはつぎのようなものがあります。

障がい児入所支援	福祉型 障がい児入所施設	日常生活の支援を受けたり、自立するために必要な知識などを身につけながら、施設で暮らすことができます。
	医療型 障がい児入所施設	日常生活の支援や医療を受けたり、自立するために必要な知識などを身につけながら、施設で暮らすことができます。

障がい児通所支援	児童発達支援	小学校に入学する前の子どもが、日常生活に必要な動作や知識を身につけるための支援をしてもらえます。
	放課後等 テイサービス	学校に通う子どもが、授業が終わった後や夏休みなどに、生活能力を高めるために必要な支援を受けたり、他の子どもたちや地域の人たちとふれあうことができます。
	保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所や幼稚園などを専門の職員が訪問し、他の子どもたちとの集団生活がうまくできるように支援してくれます。